

## 子どもたちが稲刈り体験

潟東小学校5年生の子どもたちが、稲刈りを体験しました。  
これは総合学習の一環で、春に田植え、そして草取りも体験し、  
米作りについても学びました。

当日は秋空の下、JA職員の指導を受けながら、  
地域の方やボランティアの皆さんと一緒に稲刈りやはざ掛けを行いました。

「ちょっと大変だったけど、楽しかった！」  
子どもたちは泥だらけになりながらも、元気いっぱいの稲刈り体験でした。



9月28日  
学校田にて





**特集**  
**農業者年金**  
**加入のすすめ**

◆**農業者の方なら広く加入できます**

- ① 年間60日以上農業に従事する
- ② 国民年金の第1号被保険者  
(保険料免除者を除く)
- ③ 20歳以上60歳未満の方

農地を持っていない農業者配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は将来受給する年金の原資にな

ります。

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加保険料月額400円)の加入も必要となります。

◆**「積み立て方式・確定拠出型」で**

**少子高齢化時代に強い年金方式**

現行の農業者年金は、加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額(年金給付原資)により将来受け取れる年金額が事後的に決まる確定拠出型の積み立て方式を採用しています。この「積立方式・確定拠

◆**保険料(月額2万円から6万7千**

**円)は自由。いつでも変更可能**

自分が必要とする年金額の目標に向けて自分で保険料を決められます(通常加入は月額2万円〜6万7千円までの間で千円単位で変更可能)。

◆**税制面で大きなメリット**

加入者が支払った保険料は、その全額(1人当たり最大80万4千円)が、納税申告する際に社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。

◆**終身年金。死亡一時金が遺族へ**

年金は、終身(生涯)受け取ることでできます。仮に80歳到達月前に亡くなられた場合でも、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取れる予定であった農業者老齢年金の現在額価格に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

◎加入申し込みはJA各支店または西蒲区農業委員会事務局へ  
 ☎0256・72・8631

農業者年金に  
 加入しました

**インタビュー**



**農業者年金制度の利点を知って**

おおしたみ と  
 稲島 大橋 人仁さん(28歳)

大橋人仁さんは、就農して13年目になり、現在、経営主の父親と一緒に水稲と柿を栽培し、12ha以上の農地を経営しています。

大橋さんは農業委員の勧めもあって、今年1月に農業者年金に加入(※政策支援加入)しました。「正直、はじめは農業者年金について詳しく知らなかったのですが、今回、改めて説明を受け、利点が多いことや、自分の将来のために入って本当に良かったと思っています」と話してくれました。

今の関心事は大規模圃場整備事業。西蒲区内でもいくつかの地区で実施されていて、興味があるとのことでした。

将来の目標については、「やはり法人化。会社組織で農業経営を行っていきたい」と抱負を語ってくれました。

**がんばれ、大橋さん!!**

※政策支援加入…一定の要件を満たす(認定農業者・青色申告・家族経営協定等)若年農業者については、保険料の国庫補助(1万円から4千円)があります。

**全国農業新聞**  
 NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

週刊 月4回(金曜日発行)

月 700円(税込) 年 8,400円(税込)

- 購読の申し込みは、西蒲区農業委員会または地元委員へお気軽にご連絡ください。
- 3か月無料のお試し購読もご利用ください。



農地パトロールの様子

### 令和2年度農地パトロールを実施しました

農業委員会では、農地の違反転用の発見と早期に是正を行うことを目的として、委員による農地利用状況調査(農地パトロール)を毎年度実施しています。今年度は7月中旬頃に、管内5地区(岩室・巻・西川・潟東・中之口)で実施しました。

各地区において委員が確認したところ、解消に至った農地もありましたが、依然として違反転用が継続され、また新たに違反転用となっている農地も見受けられました。

違反転用の解消に向けて、所有者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

### やめよう!! 違反転用

○農地は国民や地域の大切な資源であり、食料の安定供給には欠かせない、農業の重要な生産基盤です。そのため、農地を農地以外に転用することについては、法律によって厳しく規制されています。

○農地に住宅を建てたり、資材置場とするときは、農業委員会の許可等が必要となり、これが違反し、無断で転用していることが判明した場合は、工事の中止や原状回復を求め、それに従わないときは罰則の適用となる場合があります。

○農用地区域内の農地を農地以外に転用することはできません。

○市街化調整区域では農地転用許可の申請を、市街化区域では農地転用の届出が必要です。短期間で一時的に転用する場合も一時転用許可の申請が必要です。また、農地の相続についても届出が必要です。いずれの場合も農業委員会事務局で手続きをお願いします。

### なくそう!! 荒廃農地

○耕作の放棄が疑われる荒廃農地も依然として解消されない状況です。事情により自ら耕作できないなど農地の利用でお困りの際は、農業委員や事務局にご相談下さい。

### 全委員研修会を開催しました

農業委員会活動の一環として、7月定例総会終了後に、全委員研修会を開催し、多くの農業委員や農地利用最適化推進委員が参加しました。

研修のテーマは「新潟市の農業」のよう未来を創るのか」と題して、新潟市農林水産部長の二神健次郎氏を講師に迎え、新潟市の農業の特徴や昨今の状況、そしてスマート農業や人・農地プランの実質化等についてお話をいただきました。



## 重要 農業用の資産は償却資産申告が必要です!

地方税法の規定により、ビニールハウスや農機具(自動車税・軽自動車税の対象を除く)など事業のために所有している資産は、償却資産として確定申告とは別に固定資産税の申告が必要です。

1月1日現在の所有状況を記載した申告書を忘れずに、市の担当窓口へ提出してください。

(提出期限 令和3年1月31日まで)

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した個人事業主・中小事業者等に対して固定資産税等の特例制度があります。

制度を受けるには申告が必要です。詳しくは下記までお問合せください。

お問い合わせ  
申告先

新潟市 資産税課 償却資産係  
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル 3階  
電話 025-226-2277 (直通)  
Mail shisanzei.to@city.niigata.lg.jp



委員のリレートーク



農地利用最適化  
推進委員  
岡村 直樹  
(中之口)

今は稲刈りの真っ最中、田んぼには赤や青のコンバインが、空には赤とんぼが舞っているのが見える。昔はもつといっぱい飛んでいたがいつのまにか少なくなりました。昔といっても15、6年くらい前にはうじゃうじゃ飛んでいたと思う。当時はヘリコプターによる共同防除体制

が終わろうとしていたところで、それまでは初夏になると田んぼでもヤゴが一斉に羽化をして飛び立っていた。ヘリコプターによる農薬散布に代わる手段として箱施用もカルタツ粒剤などから、長期の残効やいろいろな害虫の殺虫も期待できるフィプロニルやネオニコチノイド系の農薬の箱施用に替わっていった。そうすると今まで田んぼで普通に見られたヤゴがほかの害虫と共に見られなくなっていく。トンボは昔、武士からは勝虫として、農家からは害虫を食べてくれる益虫として豊作の象徴でもあった。農機具メーカーのある

大手の社名も豊作の象徴としてのトンボ、その中でもトップの「ヤンマトンボ」からとったと聞いたことがある。社名の話の真偽は定かではないがそれだけトンボは稲作農家にとっては大切な虫だったのだと思う。現代は田んぼの害虫に有効な殺虫剤が使用されてトンボの代わりをしているのかもしれない。でもその中で益虫のトンボまでを発生させなくなってしまう成分が入っている農薬の使用が益虫も減らすことになり、一層農薬に頼らなくてはならないようになって行くような気がする。山にいたニホンオオカミの絶滅が

獣害を招いたとの説もあるように、田んぼ界の食物連鎖の頂点に近いトンボやカエルなどが少なくなることによって弊害が生じているのか、定かではないが、ちよつと前まであった自然が失われて行く生態系の変化に農業ができるだけ加担しないよう推進委員の活動である農地パトロールをしながら想いました。

農業委員会の主な動き (20.6月~20.9月)

委員とは、農業委員及び農地利用最適化推進委員です。

6月	3日	新潟地域農業振興協議会総会(会長)
	16日	地域別農業委員会会長会議(会長)
	23日	新潟県農業会議第128回総会(会長)
	25日	6月調査委員会(委員6名)
	30日	6月定例総会(委員11名)
7月	11日	岩室・中之口地区農地パトロール(委員15名)
	12日	西川・潟東地区農地パトロール(委員16名)
	17日	第1回農地部会(委員20名)
	18日	巻地区農地パトロール(委員15名)
	27日	7月調査委員会(委員7名)
	30日	7月定例総会(委員35名) 全委員研修会(委員39名)
8月	3日	荒廃農地調査(委員2名)
	20日	市内6農業委員会連絡協議会(委員2名)
	24日	地域別農業委員会代表者研修会(委員2名) 農業委員会だより編集会議(委員6名)
	26日	7月調査委員会(委員7名)
	31日	第1回代表者会議(委員11名) 8月定例総会(委員29名)
9月	25日	9月調査委員会(委員6名)
	30日	9月定例総会(委員27名) 第2回代表者会議(委員11名)

QRコードをお使いください

農業委員会のホームページや農業委員会だよりのバックナンバーを検索するには、QRコードを使うと便利です。



ホームページ  
検索用



バックナンバー  
検索用



農業委員会について



総会議事録



全国農地ナビ  
農地を探す



県担い手協  
遊休農地一覧

農地に関する各種申請の日程 (20.11月~21.2月)

農地法関係			農業経営基盤強化促進法関係		
月	申請締切日	総会	月	申出締切日	公告日
11月	10日(火)	30日(月)	11月	25日(水)	2021年 1月14日(木)
12月	7日(月)	25日(金)	12月	25日(金)	2月15日(月)
1月	8日(金)	29日(金)	1月	25日(月)	3月12日(金)
2月	5日(金)	26日(金)	2月	25日(木)	4月14日(水)